

「都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について

1. 背景

令和 8 年 5 月 27 日に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が公布された。改正法は公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされているところ、施行に伴い、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成 16 年農林水産省・国土交通省令第 4 号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号。以下「畜舎特例法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

I. 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令の一部改正

- ① 改正法により、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 20 条第 2 項に規定する「景観整備機構」の名称が「景観整備推進法人」に改称されたことに伴う改正を行う。（都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令第 2 条第 2 項及び第 7 条第 4 号関係）
- ② その他所要の改正を行う。

II. 畜舎特例法施行規則の一部改正

- ① 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎特例法」という。）第 3 条第 1 項に規定する畜舎建築利用計画の認定を受けるに当たって適合が必要となる規定として、改正後の都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 62 条の 12 第 2 項及び第 117 条の 5 の規定により読み替えて適用される駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 20 条の規定を追加する。（畜舎特例法施行規則第 69 条関係）
- ② 畜舎特例法第 8 条第 1 項の規定により畜舎特例法施行規則第 4 条第 1 号の規定に係る畜舎特例法第 7 条第 1 項の規定の適用を受けない認定畜舎等について増築又は改築を行う場合に、当該増築又は改築の後においても当該認定畜舎等が引き続き同項の規定の適用を受けることとするために適合すべき規定として、改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 60 条の 4 の規定及び当該規定に基づく条例の規定を追加する。（畜舎特例法施行規則第 79 条関係）
- ③ 特定業務施設等誘導地区内に存することとなった認定畜舎等に係る認定畜舎建築利用計画の変更の認定を受ける際に、必要な添付図書及び明示すべき事項を追加する。（畜舎特例法施行規則別表第 9 関係）
- ④ その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和 8 年 11 月下旬（改正法の施行の日）